

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 相談窓口

- (1) 電話番号 082-228-2033
- (2) FAX 番号 082-221-7675
- (3) 担当者
- (4) 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～18:00

2 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人うすい会広島光明学園
- (2) 所在地 広島市東区牛田本町5丁目1番2号
- (3) 電話番号 082-228-5673
- (4) 代表者氏名 理事長 碓井 法明

3 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
- (2) 事業所名称 広島市牛田・早稲田地域包括支援センター
(平成30年4月1日広島市長指定第3400100032号)
- (3) 所在地 広島市東区牛田本町5丁目1番2号7階
- (4) 電話番号 082-228-2033
- (5) 管理者氏名 センター長 黒瀬 将司
- (6) 事業の目的

- 指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の日常生活の自立のため介護予防の効果的かつ自立を最大限に引き出すための支援を行い、利用者の立場に立って介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(7) 運営方針

- ご利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 利用者の心身の状況やおかれている環境などに応じて、ご利用者やご家族の意向などを基に、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、また医療サービスとの連携に十分に配慮します。
- ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立つとともに、ご利用者に提供される介護予防サービスなどが特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- 提供する介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 当事業所の運営にあたっては在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

(8) 事業の実施地域

牛田・早稲田圏域（牛田，早稲田中学校区）

- (9) 営業日及び営業時間 月曜日～土曜日（祝日を除く） 8:30～18:00

4 職員の体制

職 種	人数	職 務 内 容
(1)管理者	1 名	事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
(2)保健師	1 名以上	保健衛生管理を行います。
(3)看護師	1 名以上	介護予防支援を提供します。
(4)主任介護支援専門員	1 名以上	介護予防支援を提供します。
(5)介護支援専門員	1 名以上	介護予防支援を提供します。
(6)社会福祉士	3 名以上	介護予防支援を提供します
(7)事務員	1 名以上	

5 提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 介護予防支援サービス計画等の作成

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
- ⑥ 利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑦ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ① 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。

- ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
- ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

6 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7 料金の支払方法

契約書第6条において、自己負担分の費用が発生した場合は、1月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった日から30日以内に事業所が指定した口座に振込をお願いします。

8 契約期間

契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとなります。

ただし、契約の期間の満了日の7日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は有効期間の満了日の翌日から1年間自動更新されます。

9 契約の終了または解除

契約書第7条から第9条のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

10 苦情受付

- (1) 苦情・相談受付窓口(担当者) センター長 黒瀬 将司
- (2) 連絡先 広島市牛田・早稲田地域包括支援センター 082-228-2033

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

① 指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター設置者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、介護保険施設の関係人又は主治の医師（以下「事業者」という。）が、介護予防サービス・支援計画の作成等のために行うサービス担当者会議等において必要な場合

② 広島市（保険者）が、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上を目的として医師その他の専門職を交えて検討を行う場合及びリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、事業者の支援を行う場合

① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行うために最小限必要な利用者又は家族に関する情報
- 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果・意見
- その他必要な情報

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書に定める期間と同様とする。

令和 年 月 日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明(個人情報使用の説明を含む)を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者 社会福祉法人うすい会広島光明学園
説明者 広島市牛田・早稲田地域包括支援センター
氏名

利用者
住所
氏名

〔代理人 住所
氏名